

川崎市川崎区公告第7号

国民健康保険料に係る差押解除通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和8年1月23日

川崎市川崎区長 山崎 浩

（別紙省略）